# 一般社団法人 住宅リフォーム推進サポート協議会 運営規程

# 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会(以下「協議会」という。)の定款第45条に基づき、運営に必要な事項について定める。

## 第2章 社 員

(運営の上での名称及び標記)

- 第2条 協議会の定款第6条で定められた社員種別を、円滑かつ広く呼びかけるためとして、運営上での名称を以下の通りとする。
  - (1) 正 社 員(事業者)→正 会 員(事業者)
  - (2) 正 社 員(団 体)→正 会 員(団 体)
  - (3) 賛助社員(事業者)→賛助会員(事業者)
  - (4) 賛助社員(団 体)→賛助会員(団 体)
  - (5)特別社員→特別会員
  - 2 次条以降の名称を社員ではなく、会員と標記し、会員としての規程 を定めるものとする。
  - 3 運営の上で必要な宣伝物及びその他の標記についても社員ではな く、会員と標記するものとする。

# 第3章 入会及び退会

(入会の規定)

- 第3条 会員の入会については、次に掲げる書類を提出しなければならない こととする。ただし、すべての事業者は、入会してから正会員(事業 者)審査で認定されるまでの期間は賛助会員(事業者)となる。
  - (1) 様式第1号(入会申込書)
  - (2) 様式第2号(会員の義務事項及び誓約書)
  - (3) その他資格及び工事経歴等の確認ができる書類

(退会の規定)

- 第4条 会員の退会については、次に掲げる書類を提出し、任意に退会する ことができる。
  - (1) 様式第3号(退会届)

### (入会基準)

- 第5条 定款第7条第2項及び第10条第2号に定める入会基準を次に掲げ る通りとする。
  - (1) 正会員(事業者)は、リフォーム工事を自ら行う事業者であって、次のいずれかに該当していること。
    - ①実施するリフォーム工事の種別に応じた建設業法で定める29業 種に該当する建設業許可を有していること。
    - ②実施するリフォーム工事を業務範囲とする常勤の建築士もしく は建築施工管理技士が在籍していること。
    - ③内装・設備工事等のリフォーム工事について、国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係わるガイドライン」別表 1に定める常勤の資格者が在籍していること。

資格	根拠となる法律
建築設備士	建築士法
管工事施工管理技士	建設業法
電気工事施工管理技士	建設業法
浄化槽設備士	浄化槽法
電気工事士	電気工事士法
電気主任技術者	電気事業法
電気通信主任技術者	電気通信事業法
給水装置工事主任技術者	水道法
消防設備士	消防法
液化石油ガス設備士	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法
	律
ガス消費機器設置工事監督者	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

- ④次のいずれかに該当し、協議会が定める「義務講習A」を受講 し、協議会がリフォーム工事実績等を踏まえ、適正な事業を行 うことができると判断できること。
- i リフォーム瑕疵保険登録事業者であること。
- ii 常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネージャーが在籍していること。
- iii 常勤のリフォーム工事に係わる1、2級技能士または職業訓練 指導員が在籍していること。
- (2) 正会員(団体)は、協議会の目的に賛同する住宅リフォームを支援する団体であること。
- (3) 賛助会員(事業者)は、協議会の目的に賛同し賛助する個人及び

法人であること。

- (4) 賛助会員(団体)は、協議会の目的に賛同し賛助する団体であること。
- (5) 特別会員は、協議会の目的に賛同する第1号から第4号以外の 法人、団体及び個人であること。

### 第4章 遵守及び処分

(正会員(事業者)及び賛助会員(事業者)の遵守事項)

- 第6条 正会員(事業者)及び賛助会員(事業者)は次に掲げる事項を遵守しな ければならないこととする。
  - (1) 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第19条(昭和24年5月24日法律第100号)第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。
  - (2) 住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、 労務費その他経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを 行い、請負契約が成立するまでに見積書を交付すること。
  - (3) 締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の内容について著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。
  - (4) 住宅居住者等(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第 2条第3号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く)から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が500万円 (マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあっては、当該マンションの住戸の数に100万円を乗じた金額又は1億円のいずれか低い金額)以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引き受けを行うものに限る。以下、この条において同じ)を締結すること。
    - ①住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が 負うこととされている民法(明治29年法律第89号)第634条第

- 1項又は第2項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約。
- ②マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請 負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民 法第634条第1項又は第2項前段に規定する担保の責任の履行 によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規 定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補す ることを約して保険料を収受する保険契約。
- (5) 建設業法第19条第1項第1号から第4号までに掲げる事項その 他の締結しようとする住宅リフォーム工事の請負契約の概要、 (4) の規定に基づく保険契約の締結の有無その他の重要事項 を注文者に対して説明すること。
- (6) 協議会が住宅リフォーム工事に係る業務を適正に実施するため に必要があると認めた場合において、その必要な限度において 行う正会員(事業者)及び賛助会員(事業者)の状況を把握するた めの調査を行おうとするときは、これに応じること。
- (7) 住宅リフォーム工事を適正かつ円滑に実施すること。
- (8) 賛助会員(事業者)が住宅リフォーム工事に関して広告又は勧誘をするときは、リフォーム工事を行う正会員(事業者)として公表されていないにもかかわらず、当該正会員(事業者)であると表示又は説明をしないこと。

#### (処分)

- 第7条 正会員(事業者)及び賛助会員(事業者)は、第6条に違反した場合に は、協議会による指導、助言、勧告に従い業務を是正し、是正され ない場合は権利停止や除名等の処分となる。
  - 2 正会員(事業者)は、住宅リフォーム工事に関して行政処分を受けた場合、定款第9条の一切の権利を停止され、協議会の決定がなされるまでの間、住宅リフォーム工事に関して協議会の正会員(事業者)であることを広告及び正会員(事業者)であることを示して勧誘することはできない。
  - 3 除名は、定款第12条に基づき、理事会の特別決議によるものとする。

### 第5章 義務講習

(正会員(事業者)の義務講習の受講)

- 第8条 正会員(事業者)は、適正な住宅リフォーム工事を遂行するために次に掲げる義務講習A、B、C、Dの他、協議会が必要と認めた研修及び講習の受講をしなければならない。講習の費用負担は、各々会員が負うものとする。
  - (1) 義務講習Aとして、下記の内容等を受講しなければならない。 なお、正会員(事業者)審査までに義務講習Aを受講しなければ ならない。
    - ① i 協議会概要(会員遵守事項含む)、ii リフォーム工事マナー、iii標準契約様式(見積書含む)、iv リフォーム瑕疵保険、v 苦情処理等
  - (2) 義務講習Bとして、下記の内容等について入会から3年以内に 1回以上受講しなければならない。
    - ① i リフォームの情勢、ii リフォーム工事の主な施工方法及び注意点、iii性能向上・長期優良化リフォーム、ivその他(リフォーム関連融資制度、リフォーム助成制度、リフォーム減税制度、介護保険等による住宅改修工事、経営、施工事例の経験交流等、顧客管理とアフターフォロー等)
  - (3) 義務講習 C は、住宅省エネルギー技術者講習 (施工または設計) とし、入会後 1 年以内に受講しなければならない。ただし、入会前に受講している場合は、その限りではない。
  - (4) 義務講習Dは、増改築相談員研修会(更新)とし、更新時期に合わせて5年ごとに受講しなければならない。ただし、増改築相談員研修会(新規)の未受講者は、受講資格を満たした時から1年以内に新規講習を受講し、その後5年ごとに更新講習を受講しなければならない。
  - 2 前項の研修及び講習の受講を再三の指導、勧告にも係らず、行わな かった場合、権利停止や除名等の処分となる。

#### 第6章 正会員(事業者)審査

(審査委員会の設置)

第9条 入会については定款第7条第2項により、理事会において入会の可 否を決定するが、定款第31条に基づき、賛助会員(事業者)を正会 員(事業者)とする「正会員(事業者)審査」を行うための「審査委員 会」を設置する。

- 2 審査委員会の委員の人選は、理事会が行うものとする。
- 3 審査委員会は、公平性を担保するために、委員に外部有識者を1名 以上選任するものとする。
- 4 審査委員会は、審査結果を随時理事会に報告するものとする。

## (正会員(事業者)審査)

- 第10条 正会員(事業者)審査の方法は、以下の通りとする。
  - (1) 協議会に正会員(事業者)として加入しようとする者が、第3条で定められた所定の書類を提出していることを確認する。
  - (2) 正会員(事業者)に関しては第5条第1号の①から③の要件に該当する場合、様式第1号、第2号の適切な記入及び下記の書類が添付されていること及び義務講習Aの受講を確認する。
    - ①建設業許可証、資格証のいずれかのコピー
    - ②リフォーム工事見積書のコピー(直近3年以内で金額が最大のもの)2件以上。
    - ③ リフォーム工事請負契約書または注文書・請書のコピー(直近 3年以内で金額が最大のもの)2件以上。
    - ④②、③のリフォーム工事前と工事後の写真それぞれ1枚以上。
    - ⑤法人の場合は決算書のコピー(直近3年分)、個人の場合は確 定申告書のコピー(直近3年分で、事業(営業等)で申告して いるもの)。
  - (3) 正会員(事業者)に関しては第5条第1号の④の要件に該当する場合、様式第1号、第2号の適切な記入及び下記の書類が添付されていること及び義務講習Aの受講を確認する。
    - ①リフォーム瑕疵保険登録事業者であることの証明書、増改築相 談員登録証、マンションリフォームマネジャー合格証明書、リ フォーム工事に係わる1・2級技能士証または職業訓練指導員 免許証のいずれかのコピー。
    - ② リフォーム工事見積書のコピー(直近3年以内で金額が最大のもの)2件以上。
    - ③ リフォーム工事請負契約書または注文書・請書のコピー(直近3年以内で金額が最大のもの)2件以上。
    - ④②、③のリフォーム工事前と工事後の写真それぞれ1枚以上。
    - ⑤法人の場合は決算書のコピー(直近3年分)、個人の場合は確 定申告書のコピー(直近3年分で、事業(営業等)で申告して いるもの)。

- (4) 適正なリフォーム工事を行うことができないと判断し、加入を 認められない者に対しては、その理由を明らかにし、伝えるも のとする。
- (5) 再三の指導、助言、勧告にも係わらず、必要な書類の提出及び 義務講習Aの受講がなされない場合、賛助会員(事業者)であっ ても権利停止や除名等の処分となる。

## 第7章 正会員(事業者)以外の会員審査

(正会員(事業者)以外の会員審査)

- 第11条 正会員(事業者)以外の会員審査は、以下の通りとする。
  - (1) 協議会に正会員(事業者)以外として加入しようとする者が、第 3条で定められた所定の書類を提出していることを確認する。
  - (2) 会員の種別については、第5条に定められた入会基準に該当していることを確認する。
  - (3) 入会については定款第7条第2項により、理事会において入会.の可否を決定する。

## 第8章 苦情処理

(苦情等の処理)

- 第12条 消費者からの会員に対する苦情等については次の通り対応する。
  - (1) 消費者から協議会に苦情が寄せられた場合、協議会事務局が対応する。対応後、事務局は速やかに該当する会員に報告し、対応を要請する。
  - (2) 会員は、苦情を処理した後、速やかにその事実を協議会に報告 しなければならない。
  - (3) 協議会は中立な第三者の立場で、消費者及び会員に対して連絡、助言等を行う。
  - (4) 解決が困難な場合、当該消費者に(公財)住宅リフォーム紛争 処理支援センター等を紹介する。
  - (5) 同一の会員に対して、年に複数回の消費者からの苦情が寄せられた場合、当該会員に対して必要な指導、助言、勧告を行う。
  - (6) 再三の指導、助言、勧告にも係らず、是正されない場合、権利 停止や除名等の処分となる。
  - (7) その他、必要な事項については別途定める。

附則

- 1 この規程は、協議会の設立後、最初の理事会で定め施行する。
- 2 この規程は、理事会で改廃できる。
- 3 第6条第8号に定められた事項については、国土交通省から登録住宅リフォーム事業者団体として登録された以降に効力が発生することとする。

2015年4月 1日 施行 2016年3月14日 一部改定 2017年5月23日 一部改定 2017年6月19日 一部改定 2018年1月 7日 一部改定